



平成27年5月19日

各 位

会 社 名 愛 眼 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 下 條 三 千 夫  
(コード番号 9854 東証 第1部)  
問 合 せ 先 経 理 部 次 長 I R 担 当 叶 雅 文  
(TEL 06-6772-3730)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- 公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を変更案第5条で定めるものであります。
- 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また適切な人材を招聘できるよう、会社に対する賠償責任を限定する契約を予め締結できる旨の規定を変更案第25条（取締役との責任限定契約）及び第34条（監査役との責任限定契約）として新設するものであります。なお、変更案第25条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて選任した補欠監査役の予選の効力の期間を変更案第27条第2項として新設するものであります。
- 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（予定）

以 上

現行定款・変更案新旧比較表

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第26条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第28条～第33条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

以 上